

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格基準及び森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成19年岩手県告示第42号）の一部を次のように改正する。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>1 指名競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者（以下「技術者」という。）を有していること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 社団法人日本森林技術協会が実施する養成研修会を修了し、林業技士として登録された者</p> <p>ウ 財団法人岩手県林業労働対策基金が実施する研修を修了し、林業作業士としての認定を受けた者</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>2 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>法人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。）の写し、個人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し</u></p> <p>エ <u>法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては営業証明書及び認定事業主の改善計画認定書の写し</u></p> <p>オ～ク [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> | <p>1 指名競争入札参加資格基準</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者（以下「技術者」という。）を有していること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 社団法人日本森林技術協会 <u>（昭和13年2月28日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。）</u> が実施する養成研修会を修了し、林業技士として登録された者</p> <p>ウ 財団法人岩手県林業労働対策基金 <u>（平成3年10月31日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。）</u> が実施する研修を修了し、林業作業士としての認定を受けた者</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>2 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>計算書類（申請書を提出する日の属する年の前年及び前々年に決算日の到来する各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人にあっては、収支計算に関する書類）をいう。）</u></p> <p>エ <u>登記事項証明書（個人にあっては、身分証明書及び認定事業主の改善計画認定書の写し）</u></p> <p>オ～ク [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。